

平成24年10月26日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	東土第52号 亀田300号線道路改良工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
<p>・再資源化施設受入費、処分費Tとなっておりますが、経費控除がされていないと思われます。経費控除は正しくなされていますでしょうか。ご確認をお願いします。</p>	
回 答	
<p>・処分費Tは路床掘削及び構造物床掘工において発生した土砂の再資源化施設への受入費とコンクリート及びアスファルト殻廃材処理費の合計額が対象となり、積算基準書第I編総則のとおり、間接工事費，一般管理費算出の際に共通仮設費に占める割合の3%を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としておりません。</p>	

平成24年10月26日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	東土第52号 亀田300号線道路改良工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
<p>改良土の金額に誤りがあると思われます。</p> <p>平成24年度（7月30日以降適用）土木工事等設計（公表）単価表の6ページに記載のある建設発生土改良土単価によると新潟土質改良センターCBR20%以下の受入改良販売積込の金額は¥5,500-となっております。</p> <p>設計書記載の受入れ費¥2,000-を控除すると<u>¥3,500-</u>になるのではないのでしょうか？</p> <p>同じ6ページに記載のある金額の高い、原則、使用不可の<u>¥3,700-</u>が採用されているようですが間違いではないのでしょうか？</p>	
回 答	
<p>新潟土質改良センターCBR20%以上の受入改良販売積込の計上金額に誤りがありました。そのため、予定価格（税抜）に差異が生じる結果となりました。</p>	